

令和3年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番	野谷	和雄	2番	原	恵子
----	----	----	----	---	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議事

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第2回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

今日は、朝が一番気温が高く、これから気温が下がるという事ですので、体調管理にご注意いただきたいと思います。本日の議題には令和2年度の評価及び令和3年度の目標についての検討がございますので、皆様のご意見をよろしく願いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、1番野谷和雄委員、2番原恵子委員に願いたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明を願いたします。

### 【事務局】

#### 一 報告事項(1)朗読 一

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里二丁目のガスト二宮インター店の北側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNo.2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、二宮の東海道新幹線沿いで、中里との境に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNo.3になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、二宮の秋葉神社の東側で、富士見が丘との境に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNo.4になります。関係資料位置図の地図4をご覧ください。場所は、松根の松根台公園の北東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承を願いたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第2号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議題といたします。

事務局、朗読を願いたします。

### 【事務局】

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第2号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ農業委員会の状況でございます。1「農業の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2020年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。

また、2「農業委員会の現在の体制」については、令和2年7月20日以降の新制度の体制を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権の実績となっております。2「令和2年度の目標及び実績」については、集積目標が3.35ha、集積実績が3.39haとなっております。

3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、3ページのローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「令和2年度の目標及び実績」については、令和2年度の新規参入者の目標数及び実績となっております。

さらにその下の3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続いて、4ページのローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1「現状及び課題」については、令和3年3月現在の実績となっております。2「令和2年度の目標及び実績」については、解消目標が0.4ha、解消実績は0haとなっております。

3「2の目標の達成に向けた活動」については、令和2年度の利用状況調査および利用意向調査の状況について記載しています。

4「目標及び活動に対する評価」については、目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、5ページのローマ数字Ⅴ「違反転用への適正な対応」でございます。

1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「令和2年度実績」については、違反転用面積の実績及び増減を記載しています。3の「活動計画・実績及び評価」については、活動計画、実績及び活動に対する評価について記載しています。

続きまして、6ページのローマ数字Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する

る点検」でございます。1「農地法第3条に基づく許可事務」については、令和2年度の処理件数は、3件でした。2「農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」については、令和2年度は、1件でした。

続きまして、7ページの3「農地所有適格法人からの報告への対応」については、農地所有適格法人が2法人あり、報告書の提出については、期限内に提出した法人が1件、期限後に提出した法人が1件となっております。4「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は、ホームページで公表しております。農地の権利移動等の状況把握及び農地台帳の整備については、令和2年度の実績となっております。

最後に8ページのⅦ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、地域農業者からの意見等はありませんでした。Ⅷの「事務の実施状況の公表等」については、ご覧のとおりとなっております。

本議案の議決後の対応でございますが、全国農業会議所のホームページにおいて公表し、また、県を通じて国に報告いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

4ページ(Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価)の3、2の目標の達成に向けた活動の活動実績、第32条第1項第1号の81筆、4.18haというのは、A評価ということでしょうか。

#### 【事務局】

お見込みのとおり、A評価ということです。

#### 【議長】

違反転用が0.1ha残っているということですが、ここは8月9月10月の農地パトロールで点検していくところでしょうか。

#### 【事務局】

農地パトロールにおいても確認していくところです。

#### 【議長】

パトロールをする委員も違反転用の場所は承知しているのでしょうか。

#### 【委員】

各地区に分かれて農地パトロールを実施する際に説明を受ければわかりますが、この資料だけではどこの違反転用を指しているのかはわからないと思います。また、我々も日々農地の状況を確認しているが、違反転用として記載されるものの基準がわかりません。現に中里地区で違反転用(と思われる)の農地がありますが、それがこの数字に反映されて

いるかはわかりません。

**【事務局】**

違反転用ですが、昨年までの状況から大きく増えていることはありません。現状としては、問題がある農地が発見された場合は事務局から連絡を取り、是正を促しております。近年は、この実績に掲載するような案件は発生していないという状況でございます。

**【議長】**

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第2号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

**【議長】**

続きまして、議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第3号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、補足説明いたします。

令和3年度の事業実施にあたり、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成させていただきました。

議案第3号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農家・農地等の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2020年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。

また、2「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」ござ

います。

1「現状および課題」については、これまでの利用権設定の実績となっております。2「令和3年度の目標及び活動計画」については、目標集積面積を3.69haと設定させていただいております。

さらに、その下、ローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「令和3年度の目標及び活動計画」については、令和3年度の新規参入者の目標数及び活動計画となっております。

最後に3ページ、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」の1「現状及び課題」については、令和3年4月現在の実績となっております。さらに、2「令和3年度の目標及び活動計画」の遊休農地の解消面積目標は、昨年度の目標値と同値としております。

また、ローマ数字のⅤ「違反転用への適正な対応」の1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「令和2年度の目標及び活動計画」については、違反転用の解消面積及び活動計画となっております。

農地利用状況調査等により発見された違反転用につきましては、個別による指導や場合によっては関係機関と協力しながら是正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

本日、ご審議をさせていただいた後、この計画を全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

#### 【委員】

基本的なことですが、1ページの農家・農地等の概要で、総農家数の計算はどのように算出しているのでしょうか。自給的農家数と販売農家数を合わせたものではないのでしょうか。

#### 【事務局】

ご指摘いただいた部分の数字は、直近の2020農林業センサスの数値を入れております。本来なら、主業・準主業・副業的農家数を足したものが販売農家数になり、自給的農家数と販売農家数を足したものが総農家数になるものですが、前回の2015農林業センサスから調査方法が変わっているようでして、ご指摘いただいたように計算が合わないようなものになっております。

#### 【委員】

その説明では数字の根拠についてはわかりません。

### 【事務局】

こちらの数字は記載されておりますとおり、農林業センサスに基づいて記入しているものでございます。また、2020農林業センサスは確定値として公表されているものになりますが、今回どのようなずれが生じたかを事務局が把握できていなかったことは申し訳ありませんでした。こちらについて、お調べしてご報告させていただければと思います。

### 【議長】

同様に1ページですが、基本構想水準到達者という欄がありますが、水準に到達してる方は認定農業者になっていただいても良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

### 【委員】

町で定めている基本構想の基準を満たす方については、事務局からも認定農業者の手続きを積極的に声掛けしているところがございます。また、認定農業者については3月31日時点の数字として10名と記載しておりますが、現在手続き中の方もいらっしゃいますのでご承知おきください。

### 【議長】

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時45分閉会